高木公園、高木市民館

4月18日 オープン

「憩い」と「ふれあい」の公園に

西宮北口駅北東地区の震災復興土地区画整理事業において整備を進めていた、面積約1ヘクタールの高木公園がこのほど完成し、4月18日に開設します。あわせて、同公園敷地内に高木市民館も新設・開館します。当日は、地域の皆さんによる「公園開き」が行われます。

同駅の北東地域一帯は、阪神・淡路大震災により甚大な被害を受けました。同公園は、震災の教訓をふまえて、平常時には「憩い」と「ふれあい」の場所として、また災害時には防災活動の拠点となるよう整備を行ったものです。なお、同公園の地下には100トンの飲料用緊急貯水槽と同量の防火水槽を埋設しています。

問合せは北口北東区画整理事務所（**0798・66・0441**）へ。

周辺地図

公園詳細図

常勤特別職の給料、一般職の管理職手当

4月から減額します

本市の行政経営改革を率先して進める姿勢を示すとともに、現在の厳しい財政状況を考慮して、平成16年4月1日から17年3月31日までの1年間、市長の給料等を減額します。常勤特別職の給料は、市長10％（月額12万6100円）、助役5％（同5万1100円）、その他の特別職は3％（同2万5900円、2万600円）の減額。

また、一般職の管理職手当は、局長級職員約9％（1人あたり平均月額約1万1700円）、部長級職員約10％（同約1万1000円）、課長級職員は約6％（同約5000円）の減額で、合わせて年間約3300万円の節減になります。

問合せは職員課（**079 8・35・3502**）へ。

4月1日付け

人事異動

市は、1面で紹介した、組織の簡素化・グループ制の導入に必要な配置転換を4月1日付けで行いました。異動者数は、市全体で744人になっています。

局長級の人事異動は次のとおりです。カッコ内は旧職。

【市長事務部局】 総合企画局長（財務局長）安富保▽総合企画局理事西宮市都市整備公社派遣（土木総務部長）西野民彦▽市民局長（市民総務部長）岸本梓▽健康福祉局長（福祉総務部長）藤田邦夫▽環境局長（環境緑化部長兼財務局参与西宮市都市整備公社派遣）井田佳樹▽都市局長（西宮北口整備部長）池岡克行▽土木局長（都市局長）中島武彦

【議会事務局】 議会事務局長（健康福祉局理事西宮市社会福祉協議会派遣）斉藤啓輔

【教育委員会】 教育次長（学校教育部長）屋代鶴夫

【退職】 阿部俊彦（総合企画局長）▽中村豊（財務局理事西宮市都市整備公社派遣）▽岡本章（市民局長）▽北村直臣（健康福祉局長）▽竹下宗一（環境局長）▽安達久美（土木局長）▽伊東信博（議会事務局長）▽眞鍋昭治（教育次長）

今号から題字等紙面構成が変わりました

より市民の皆さんに親しまれる紙面づくりをめざします。

7カ国語で情報提供

『多言語生活ガイド西宮市版』を開設

市と西宮市国際交流協会は、在住外国人への情報提供を充実させようと、ホームページ「多言語生活ガイド西宮市版」（アドレスは http://kusunoki.nishi.or.jp/homepage/living_guide）を作成しました。

言語は日本語、やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語の7言語8種類です。このホームページには生活ガイドのほか市の概要や主要施設の案内図、観光スポットなどの情報も各言語で作成されています。皆さんもぜひご活用ください。

問合せは秘書・国際課（**0798・32・8672**）へ。

個人情報保護条例

十分な保護を図るため改正施行

西宮市個人情報保護条例は、昭和63年10月1日から施行されていましたが、高度情報通信社会化やIT化の進展にともない、個人情報の利用が増大するなかで、一層個人情報保護の充実を図ることが求められています。そこで、西宮市個人情報保護審議会に条例改正の諮問をし、答申を得て、昨年12月市議会で同条例の全部改正案が制定されたことに基づき、4月1日から施行されました。なお、国においても「個人情報の保護に関する法律」および「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等が昨年5月に公布されています。

改正の主な点は、保護対象になる個人情報の範囲や取り扱いに関する規制を明確にし、市が保有している自己に関する個人情報を本人が関与するしくみを権利として保障し、本人が開示請求したり、訂正や利用停止の請求について具体的方法をきめ細かく規定したこと、外部委託に関する規制や緊急時に接続中止ができる措置がとれるよう、電子計算機等の接続の規定をしたこと、そのうえで大切な個人情報を市の職員（職員であった者を含む）や受託業務の従事者（従事していた者を含む）が悪用した場合には、罰則を適用する規定をしたこと等で、十分な個人情報の保護を図り、市の事務事業で適正な取り扱いを行うための規定になっています。

問合せは情報公開室（**0798・35・3774**）へ。なお、新しい条例は市のホームページ（アドレスはページ下参照）のトップページ「西宮市例規集検索システム」から検索できます。

平成17年度で償還期間が満了に

災害援護資金貸付金

市は、阪神・淡路大震災により住居が全半壊の被災をされた世帯に、住宅の補修や家財の購入等、生活の建て直しに役立ててもらおうと、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害援護資金貸付金（最高350万円）を融資しました。

同貸付金は、償還期間を10年とし、据置期間5年間経過後の5年間に元利均等方式の年賦または半年賦で償還することになっています（据置期間は無利息、据置期間経過後は3％）。

災害援護資金の貸付原資は、すべて国・県からの借入金であり、皆さんから返済された貸付金は半年ごとにそれぞれ県へ償還を行っています（国へは県から償還）。平成12年度から償還期間に入っていますが、17年度で償還期間は満了になり、未償還の貸付金は18年度に市が立て替えて国・県へ全額返済することになっています。

当初貸付金は8934件、203億5506万円で、16年2月末現在での償還済金額は133億5545万円（免除済1億5986万円を含む）、償還率は65・61％です。また、全額繰上償還件数は4084件で全貸付件数の45・71％になっています。

ご利用ください

休日・夜間償還相談

市は、同貸付金の融資を受けている人で、仕事などの都合で平日の償還相談が困難な人を対象に、休日・夜間償還相談を行います。

会場は災害援護管理室（JR西ノ宮駅南側フレンテ西館3階）です。貸付金の償還方法については、月割償還や少額償還も可能です。

問合せは災害援護管理室（**0798・35・2190**）へ。

【休日償還相談】 4月18・25日、5月9・23日の午前9時～午後5時

【夜間償還相談】 5月17日に執務時間を午後8時半まで延長

3月市議会が閉会

議案67件を可決・同意

3月定例市議会は、平成16年度の一般会計、各特別会計・企業会計の予算案など議案66件を可決、1件を同意するなどして、3月25日に閉会しました。このなかで、任期満了となった固定資産評価審査委員会委員の後任に岡光昇さんを選任することに同意しました。

一般質問の内容など詳細は、5月12日の日刊新聞（朝日・神戸・産経・日本経済・毎日・読売）の朝刊に折り込まれる「西宮市議会だより」に掲載します。この6紙を購読していないご家庭は、議会事務局（**0798・35・3377**）へご連絡ください。

なお、本紙3月25日号に掲載しました主な施策・事業に関する議案については、3月定例市議会で可決されました。

県営住宅の入居者募集

申込書配布は4月15日から

県は、県営住宅の入居者を募集します。問合せは兵庫県住宅供給公社阪神事務所（**0798・63・4333**）へ。

【募集戸数】 市内38戸ほか

【対象】 申込者本人が県内在住・在勤者で、収入などの資格要件を満たす人（被災者優先枠、住宅困窮者優先枠などの申込にはさらに条件あり）

【申込書の配布】 4月15日から、兵庫県住宅供給公社阪神事務所（両度町3―1―103）、西宮市都市整備公社入居管理課（市役所南館1階）、各支所・市民サービスセンターなどで

【申込】 所定の申込書を4月30日（消印有効で5月6日必着）までに、申込書に記載している各担当窓口へ郵送を